

「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」及び 「独立行政法人整理合理化計画」の措置状況について 【造幣局】

○独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針（H22.12.7閣議決定）関係

（様式1）独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針の「Ⅲ 資産・運営の見直しについて」（各法人横断的に取り組むべき事項を記載）の取組状況を記載したもの。

（様式2）独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針の「各独立行政法人について講ずべき措置」（個別法人ごとに取り組むべき事項を記載）についての取組状況を記載したもの（24年のフォローアップまでに措置が終了したものを除く）。

○独立行政法人整理合理化計画（H19.12.24閣議決定）関係

（様式3）独立行政法人整理合理化計画の「各独立行政法人について講ずべき措置」のうち、平成21年12月に同閣議決定が凍結された際に引き続き取り組むこととされた①随意契約の見直し、②保有資産の見直し、③その他各省が進めると判断した事項の取組状況を記載したもの。

※様式2の「措置状況」の記号については、それぞれ、1a：実施期限までに実施済み、1b：実施期限よりも遅れたが実施済み、2a：実施中、2b：実施期限よりも遅れており未だ実施中、3：その他（実施時期が未到来）を示している。また、様式3の「措置状況」の番号は、1：実施済み、2：実施中、3：その他（実施時期が未到来等）を示している。いずれも10月2日現在の所管省庁の提出資料による。

「Ⅲ 資産・運営の見直しについて」に係るフォローアップ調査様式(様式1)

所管府省名	財務省
法人名	造幣局

(平成25年7月1日現在)

(注)「独立行政法人改革に関する中間とりまとめ」(平成25年6月5日独立行政法人改革に関する有識者懇談会)等を踏まえ、御意見等がある場合は「具体的な見直し状況等」の欄に赤字で記載して下さい。

基本方針の記載	具体的な見直し状況等
Ⅲ 資産・運営の見直しについて	
1. 不要資産の国庫返納	
<p>○ 国の資産を有効かつ効率的に活用する観点から、独立行政法人の利益剰余金や保有する施設等について、そもそも当該独立行政法人が保有する必要があるか、必要な場合でも最小限のものとなっているかについて厳しく検証し、不要と認められるものについては速やかに国庫納付を行う。</p>	<p>○ 東京支局庁舎分室、白浜分室、本局独身寮及び観音宿舍の一部は22年度に売却し、費用控除後の売却収入(1,751,180千円)を23年3月10日に国庫納付済み。22年度に一般競争入札を予定していたが不調となった伊東・宮島分室は、23年7月29日に現物(簿価:111,560千円)を国庫納付済み。 四条畷宿舍(2棟・47戸)等は、23年7月29日に現物(簿価:553,374千円)を国庫納付済み。また、枚方宿舍(2棟・32戸)は、23年12月27日に現物(簿価:333,437千円)を国庫納付済み。 ● その他、22年度に、「独立行政法人通則法の一部を改正する法律」(平成22年法律第37号)の施行日前に売却した資産について、費用控除後の売却収入(900,964千円)を23年1月13日に国庫納付済み。</p>
<p>○ 不要な施設等の納付方法については、原則として現物により速やかに納付することとし、国は、納付を受けたものを含めた国有財産全体の有効活用を図る。</p>	<p>○ 22年度に一般競争入札を予定していたが不調となった伊東・宮島分室については、23年7月29日に現物を国庫納付済み。 四条畷宿舍(2棟・47戸)等は、23年7月29日に現物を国庫納付済み。また、枚方宿舍(2棟・32戸)は、23年12月27日に現物を国庫納付済み。</p>
<p>○ なお、本基本方針で個別に措置を講ずべきとされたもの以外のものについても、各独立行政法人は、貸付資産、知的財産権も含めた幅広い資産を対象に、自主的な見直しを不断に行う。</p>	<p>● 自主的な見直しを行い、不要となった資産(現金(地金の売却収入等)2,122,772千円)を23年7月29日及び12月19日に国庫納付済み。また、22年度末に廃止した広島支局庁舎分室(簿価:106,665千円)及び23年度末に廃止した隣接する観音宿舍4号棟(15戸、簿価:116,580千円)は、25年6月27日に現物を国庫納付済み。</p>
2. 事務所等の見直し	
<p>○ 国の財政資金を独立行政法人の本来業務に効果的に充当するため、事務所等の運営については、徹底的な整理・統廃合や組織・府省の枠を超えた共用化を行い、管理部門経費を削減する。</p>	<p>○ 東京支局の有効活用の可能性について、21年11月に豊島区が設置した東池袋まちづくり協議会へ参加し、検討を行っている。23年5月に豊島区から移転を含めた幅広い選択肢も視野に入れた有効活用の検討が要請されたことを踏まえ、検討を進めてきた結果、24年9月にさいたま市への移転に向けた用地取得交渉の開始を公表し、25年6月、移転用地として埼玉県さいたま市大宮区北袋町の土地を取得した。なお、さいたま市への移転は、28年4月を予定している。</p>
<p>○ 東京事務所については、真に必要なもののみ存置するとともに、併せて必要な機能の移転・集約化を図り、効率的な業務運営を確保する。</p>	<p>該当なし。</p>
<p>○ 海外事務所については、個々の必要性をゼロベースで検証し、整理・統廃合を行うとともに、経費削減、ユーザーへの利便性の観点から、同一都市にあり、政策連携効果が見込まれるもの等については、情報管理の必要性等にも配慮しつつ、施設の共用化を図る。</p>	<p>該当なし。</p>
<p>このため、海外事務所を有する各独立行政法人や主務府省は、相互の情報共有や共同の検討を行うこと等により連携を強化する。</p>	

<p>○ 職員研修・宿泊施設については、本部事務所、民間宿泊施設、貸会議室等の利用により機能を代替できるものは廃止する。</p>	<p>○ 東京支局庁舎分室は22年度に売却し、費用控除後の売却収入(649,531千円)を国庫納付済み。 ● 広島支局庁舎分室は22年度末に廃止し、隣接する観音宿舎4号棟とあわせて25年6月27日に現物を国庫納付済み。また、本局庁舎分室は、その一部を、男子寮(40戸)の代替施設(6戸)に転用し、有効活用を図った。</p>
<p>○ 本部事務所、地方支所、職員宿舎等その他の資産についても、事業規模を施設に合わせて考える現状維持的な姿勢を改め、規模・コスト・立地等を再検証し、徹底した効率化・合理化を図り、独立行政法人の事務・事業や実施方法の見直しに伴い不要となるものの整理・統廃合、共用化を行う。</p>	<p>○ 東京支局の有効活用の可能性について、21年11月に豊島区が設置した東池袋まちづくり協議会へ参加し、検討を行っている。23年5月に豊島区から移転を含めた幅広い選択肢も視野に入れた有効活用の検討が要請されたことを踏まえ、検討を進めてきた結果、24年9月にさいたま市への移転に向けた用地取得交渉の開始を公表し、25年6月、移転用地として埼玉県さいたま市大宮区北袋町の土地を取得した。なお、さいたま市への移転は、28年4月を予定している。北・南宿舎(豊島区東池袋)については、東京支局の移転に伴い廃止・集約化することとしている。</p>
<p>3. 取引関係の見直し ① 随意契約の見直し等</p>	
<p>○ 各独立行政法人は、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づき策定した随意契約等見直し計画を着実に実施する。具体的には、随意契約については、原則として一般競争入札等に移行することとし、一般競争入札等であっても一者応札・応募となった契約については、実質的な競争性が確保されるよう、公告方法、入札参加条件、発注規模の見直し等の改善を図り、コストの削減や透明性の確保を図る。</p>	<p>● 22年5月に、20年度の契約状況を点検・見直した上、随意契約等見直し計画を策定し、①随意契約については、貨幣の偽造防止に関する秘密随意契約等を除き、原則として一般競争入札へ移行する、②一般競争入札等のうち一者応札・一者応募となった契約の削減を図る取組みを実施している。これらの結果、随意契約については20年度の37件から24年度は15件に減少した。一者応札・一者応募については、仕様書の変更、公告期間の見直し等を行ったものの、随意契約から公募へ移行した案件の大半が一者応募となったことから20年度の29件から24年度は32件に増加した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 22年度の状況 (金額ベース) 一般競争7,061,370千円(86.8%)、企画競争等328,613千円(4.0%)、競争性のない随意契約746,266千円(9.2%) (件数ベース) 一般競争271件(83.9%)、企画競争等26件(8.0%)、競争性のない随意契約26件(8.0%) ・ 23年度の状況 (金額ベース) 一般競争7,305,224千円(90.1%)、企画競争等331,145千円(4.1%)、競争性のない随意契約467,617千円(5.8%) (件数ベース) 一般競争266件(86.4%)、企画競争等26件(8.4%)、競争性のない随意契約16件(5.2%) ・ 24年度の状況 (金額ベース) 一般競争9,285,728千円(58.0%)、企画競争等363,922千円(2.3%)、競争性のない随意契約6,368,696千円(39.8%) (件数ベース) 一般競争295件(88.6%)、企画競争等23件(6.9%)、競争性のない随意契約15件(4.5%)
<p>○ また、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」に基づき、主務大臣及び各独立行政法人(契約監視委員会)は、各法人において締結された契約についての改善状況をフォローアップし、毎年公表する。総務省は、その結果を取りまとめ、公表する。</p>	<p>(記載不要)</p>

② 契約に係る情報の公開	
<p>○ 独立行政法人が実施する事務・事業の大半は、財源として国民の税金が充てられていることから、国民に対し、その使途についての説明責任を十全に果たすとともに、徹底した透明性を確保する必要がある。</p> <p>○ 現在、独立行政法人会計基準に基づき、特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等(以下「関連法人」という。)に係る情報が開示されているところであるが、関連法人以外の法人であっても、独立行政法人と一定の関係を有するものについては、その情報公開の範囲を拡大することが適当である。</p> <p>○ このような観点から、独立行政法人が、当該独立行政法人において管理又は監督の地位にある職を経験した者が再就職しており、かつ、総売上高又は事業収入に占める当該独立行政法人との取引高が相当の割合である法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進める。</p>	<p>● 「独立行政法人が行う契約に係る情報の公表について」(平成23年6月3日付内閣官房行政改革推進室長事務連絡)に基づく措置を実施すること(23年7月1日以降に入札公告等の契約に係る手続きを行う案件について、造幣局との関係に係る情報をホームページで公表すること)について、23年6月20日に造幣局ホームページにて公表しており、当該事務連絡に基づく取組を進めている。</p>
③ 関連法人の利益剰余金等の国庫納付等	
<p>○ 各独立行政法人は、関連法人との間で競争性のない随意契約や実質的な競争が確保されていない契約(競争入札における一者応札や企画競争における一者応募)等が行われていた場合、当該関連法人の利益剰余金又は内部留保の有無を速やかに精査し、相応の部分について国庫納付する、あるいは当該部分の額について国費の負担軽減に資するための措置を講ずるよう努める。</p>	<p>該当なし。</p>
④ 調達の見直し	
<p>○ 各独立行政法人は、類似の事業類型に対応した共同調達の実施等を検討し、コストの縮減を図る。</p>	<p>該当なし。</p>
<p>特に研究開発事業に係る調達については、下記の取組を進めるほか、他の研究機関と協力してベストプラクティスを抽出し、実行に移す。</p> <p>ア) 調達に係る仕様要件の見直しを行う。</p> <p>イ) 調達方式による価格比較を行い、リース方式が割安な場合は積極的にこれを活用する。また、研究機器や保管機器等について他の研究機関との共同利用等の可能性を検討する。</p> <p>ウ) 価格調査に当たっては、他の研究機関の購入実績等を確認することなどにより適正価格の把握に努める。</p>	<p>該当なし。</p>
<p>○ 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成18年法律第51号)に基づく官民競争入札等の積極的な導入を推進し、独立行政法人の提供するサービスの質の維持・向上と経費削減を図る。</p>	<p>● 貨幣セット販売における申込みデータ入力業務等について、一般競争入札による外部委託を実施した。「公共サービス改革基本方針」(平成24年7月20日改定閣議決定)に基づく業務フローコスト分析の結果を踏まえ、貨幣セット販売については、引き続き、造幣局において、外部委託を推進し業務改善に努めることとしている。</p> <p>● 「公共サービス改革基本方針」(平成24年7月20日改定閣議決定)において、民間競争入札を導入することとされた造幣局基幹サーバ等運用管理作業については、25年3月に民間事業者を決定し、25年4月から当該事業者により運用管理業務を実施している。</p>
<p>○ 「公共サービス改革基本方針」(平成22年7月6日閣議決定)に基づき、行政刷新会議に設置された公共サービス改革分科会において、公共サービス改革を推進するための調達の効率化等に関する具体的方策が検討され、平成23年春までに取りまとめられる予定であり、この結論を踏まえ、調達の効率化等を図り、経費の削減等の措置を講ずる。</p>	<p>● 法人独自の取組みとして、調達については、「随意契約の見直し等」に記載したとおり、22年5月に策定した随意契約等見直し計画に基づく取組を進めている。「公共サービス改革プログラム」(平成23年4月)においてもこれらの考え方が求められている。</p>

4. 人件費・管理運営の適正化	
① 人件費の適正化	
<p>○ 独立行政法人の総人件費については、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」(平成22年11月1日閣議決定)に基づき、今後進める独立行政法人制度の抜本的な見直しの一環として厳しく見直す。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 総人件費については、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)等に基づく平成18年度からの5年間(平成17年度を基準として、平成18年度から平成22年度まで)で5%以上を基本とする削減に向けて取り組んだ結果、17.0%の削減を達成した。引き続き削減の取組みを実施した結果、平成24年度の総人件費は23.5%の削減となった。 ● 「国家公務員の給与削減支給措置について」(平成23年6月3日閣議決定)及び「公務員の給与改定に関する取扱いについて」(平成23年10月28日閣議決定)を踏まえ、国家公務員の給与削減に準じて、役職員の給与の削減を行っている。 ● 平成25年1月に施行された国家公務員退職手当法の改正の趣旨に沿って、役員の退職手当について、支給水準の引下げを行っている。
<p>○ 国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、国民の理解と納得が得られるよう、その水準が国家公務員と同等のものとなるよう努める。 ア) 国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、給与水準の適正化に係る具体的な方策と数値目標を内容とする取組を着実に実施する。</p>	<p>該当なし。</p>
<p>イ) 主務大臣は、上記取組の実施状況を的確に把握するとともに、人件費削減の進捗状況、給与水準の在り方等を検証した上で、その結果を、国家公務員と比べて給与水準が高い理由、講ずる措置等と併せ、総務大臣に報告する。 ウ) 総務大臣は、上記の報告を取りまとめ、公表する。</p>	<p>(記載不要)</p>
<p>○ 各独立行政法人の長、理事及び監事等の報酬については、個人情報保護にも留意しつつ、引き続き個別の額を公表する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 総務大臣の定めるガイドラインに基づき、毎年6月末に公表。
<p>○ 給与水準については、監事による監査、評価委員会による事後評価においても、引き続き厳格なチェックを行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 給与水準及びその公表状況、総人件費の削減状況について、監事による監査を受けている。 ● 評価委員会に役職員の給与水準に関する資料を提出し、事後評価を受けている。
② 管理運営の適正化	
<p>○ 業務運営の在り方を、組織、業務実施方法、人員等の観点から抜本的に見直し、簡素な管理部門、効率的な運営体制を確保することにより、業務運営コストを削減する。このため、一般管理費及び事業費に係る効率化目標について、過去の効率化の実績を踏まえ、これまで以上の努力を行うとの観点から具体的な目標を設定する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 第2期中期計画においては、一般管理費及び事業費に係る効率化目標として「固定的な経費」(＝営業費用－変動費)を指標とし、本中期目標期間中の平均額が、前中期目標期間中の平均額と比較し、8%以上削減できるよう努めた結果、本中期目標期間(20年度～24年度)の固定的な経費の平均額は、前中期目標期間(15年度～19年度)の平均額に対して、16.0%削減となった。 ● 第3期中期計画において、①法人全体の経費削減目標として、本中期目標期間中の固定的な経費の実績平均額が、第2期中期目標期間までの実績平均額と比較し8%以上削減、②工場別及び総務・企画部門については、本中期目標期間中の固定的な経費の実績平均額が、第2期中期目標期間までの実績平均額を下回るよう取り組むとともに、③研究所の固定的な経費については次期改鑄に向けた偽造防止技術等の研究開発に直接影響を及ぼすことを踏まえつつ、可能な限り削減に向けて努めることとしている。
<p>○ 法定外福利厚生費、給与振込経費、海外出張旅費などの事務に係る経費及び職員の諸手当については、国家公務員に準じたものとなるよう徹底を図る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 法定外福利厚生費等及び職員諸手当については、法人独自の諸手当(特殊勤務手当等)等を除き国家公務員に準じて見直し済み。
<p>○ また、事業費等については、所要額の見積りの考え方を明確にするなど、必要な経費を積算段階から精査できる取組を行い、徹底した透明化、合理化を図るとともに、運営費交付金について、国の予算のガバナンスの観点から、その在り方を検討する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 中期及び各年度の予算、収支計画、資金計画について、その所要額の見積りの考え方とあわせて、それぞれ公表している。
<p>○ 組織のコンプライアンスの確保を推進するため、内部監査業務を的確に実施する体制を整備する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 内部監査を実施する首席監査官は、理事長直属の組織として他部門から独立させるとともに、組織のコンプライアンスの確保を推進するためにコンプライアンス委員会を設置。

5. 自己収入の拡大	
○ 特定の者が検査料、授業料、利用料、配布価格、技術指導料等を負担して実施する事業については、受益者の負担を適正なものとする観点から、その負担の考え方を整理し、これに基づき、国民生活への影響に配慮しつつ検査料等の見直しを行う。	● 貴金属の品位証明業務等については、アクションプログラムに基づき、適正な受益者負担の観点から手数料を見直すこと等により、21年度以降、収支相償を達成している。
○ また、協賛、寄附等が見込める事業については、その拡大に努めることにより、国費の削減を図る。	該当なし。
○ 出版物の著作権、研究開発成果等に係る特許等による知的財産の活用等を通じて自己収入の拡大を図る。	● 貨幣に関する偽造防止技術や製造技術等の研究開発によって得られた特許等の知的財産については、造幣局内部での使用を目的としたものである。
6. 事業の審査、評価	
○ 複数の候補案件からの選択を要する事業については、案件の厳選による効率的な事業実施や、選択・実施過程の更なる透明化を図るため、有識者から成る第三者委員会を設置するなど効果的な外部評価の仕組みを導入する。	● 偽造防止技術や製造技術等の研究開発については、金属材料の専門家である外部技術アドバイザーによる専門的な助言を踏まえた事前・中間・事後評価及びその予算面も含めた検証等を実施し、業務を行っている。
○ また、中間評価において成果が期待できないと評価された事業は廃止するなど、評価結果を事業実施過程に適切に反映させるとともに、事業の選定・採択時(事前)、実施時(中間)、終了時(事後)の各段階における評価結果をホームページ上で公表することなどにより、国民への説明責任を果たす。	● 評価結果については、次年度への研究継続への是非を検討材料とするなど、研究開発業務へ反映させている。なお、研究結果については、今後の貨幣等の仕様に活用しうることから、その評価結果についても公表は行っていない。

No.	10	所管	財務省	法人名	造幣局
-----	----	----	-----	-----	-----

【事務・事業の見直し】

事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
01 貨幣製造事業	国民生活の安定等に不可欠な事業として重点化	23年度から実施	国民生活の安定等に不可欠な事業として重点化する。制度的見直しの中で、国の判断・責任の下での実施を検討する。	2a	貨幣製造事業については、国民生活の安定等に不可欠な事業として重点化している。	貨幣製造事業については、引き続き、国民生活の安定等に不可欠な事業として確実に実施していく。 また、偽造防止技術を高度化するため、新技術の耐久性、量産性を含めた検証・確認の充実に努めつつ、確実かつ機動的な製造管理体制の維持・向上を図っていく。
02 貴金属の品位証明	将来的な廃止の検討	23年度から実施	民間で行われている品位証明の実施状況等を踏まえつつ、将来的な事業廃止に向けた検討を行う。	2a	将来的な事業廃止に向けた検討を行う前提として、業界の自主的な取組等により造幣局が品位証明を行わずとも問題が生じないかどうか確認する必要があるところ、引き続き状況の確認を進めることとしている。なお、24年5月から7月にかけて業界等8団体から財務大臣あてに品位証明事業継続要望書が提出された。	業界の自主的な取組等により造幣局が品位証明を行わずとも問題が生じないかどうか、引き続き状況の確認を進めることとする。

【資産・運営等の見直し】

講ずべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針	
03 保有資産の見直し	東京支局の有効活用の可能性の検討	22年度以降実施	東京支局については、豊島区の存置の意向等を踏まえ、豊島区の再開発事業の検討に参画しつつ、有効活用の可能性について引き続き検討する。	2a	21年11月に豊島区が設置した東池袋まちづくり協議会へ参加し、検討を行っている。23年5月に豊島区から移転を含めた幅広い選択肢も視野に入れた有効活用の検討が要請されたことを踏まえ、検討を進めてきた結果、24年9月にさいたま市への移転に向けた用地取得交渉の開始を公表し、25年6月、移転用地として埼玉県さいたま市大宮区北袋町の土地を取得した。なお、さいたま市への移転は、28年4月を予定している。	東京支局の移転にあたっては、貨幣、勲章等の製造及び納入、品位証明等の業務に支障が生じないよう、円滑な実施に取り組むこととする。
04	北・南宿舍の廃止の検討	22年度以降実施	北・南宿舍（豊島区東池袋）については、豊島区の再開発事業の進ちょく状況に併せて廃止を検討する。	2a	北・南宿舍については、東京支局の移転に伴い廃止・集約化することとしている。	宿舍廃止の進捗状況を見極めつつ、速やかに国庫納付の対象、方法、時期の検討を行うこととする。

No.	10	所管	財務省	法人名	造幣局
-----	----	----	-----	-----	-----

項目	見出し	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針	
1	運営の効率化及び自律化	保有資産の見直し				
			東京支局について、豊島区の存置の意向等を踏まえつつ、国の資産債務改革、土地の機会費用等の観点から、有効活用の可能性について検討する。	2	21年11月に豊島区が設置した東池袋まちづくり協議会へ参加し、検討を行っている。23年5月に豊島区から移転を含めた幅広い選択肢も視野に入れた有効活用の検討が要請されたことを踏まえ、検討を進めてきた結果、24年9月にさいたま市への移転に向けた用地取得交渉の開始を公表し、25年6月、移転用地として埼玉県さいたま市大宮区北袋町の土地を取得した。なお、さいたま市への移転は、28年4月を予定している。	東京支局への移転にあたっては、貨幣、勲章等の製造及び納入、品位証明等の業務に支障が生じないよう、円滑な実施に取り組むこととする。
2			庁舎分室のうち東京支局大塚寮については、次期中期目標期間中に、旅費規程上の宿泊料を支給すること等による廃止の可能性について検討する。	1	東京支局大塚寮は、20年度末をもって廃止した。	-
3			保養所について、次期中期目標期間中に段階的に廃止する。	1	保養所は、20年度末をもってすべて廃止した。	-
4		職員宿舎について、次期中期目標期間中に必要戸数を精査しつつ、建設後の経年劣化も踏まえ、職員宿舎の廃止・集約に係る計画を策定し、可能なものから、廃止・集約する。	2	<ul style="list-style-type: none"> ・20年度末に職員宿舎の廃止・集約化計画を策定し、22年度末までに、当該計画に沿って職員宿舎の廃止・集約化を進め、5箇所、178戸を廃止した。 ・廃止した職員宿舎の敷地は、寄附財産であった千早宿舎及び事業用地に転用した五日市宿舎（一部）を除き、以下のとおり国庫納付した。 <ul style="list-style-type: none"> (22年度) 本局独身寮敷地（金銭納付） (23年度) 枚方敷地、四条畷敷地（いずれも現物納付） ・自主的な見直しを不断に行い、23年度末に広島支局観音宿舎4号棟を追加廃止し、当該職員宿舎の跡地は、25年6月に現物により国庫納付した。 ・24年度に、政府の方針として「独立行政法人の職員宿舎の見直し計画」（24年4月3日行政改革実行本部決定）及び「独立行政法人の職員宿舎の見直しに関する実施計画」（24年12月14日行政改革担当大臣決定）が決定されたことから、24年12月に同年4月1日時点の職員宿舎設置戸数573戸から121戸を削減し、452戸とする「職員宿舎見直し実施計画」を策定した。 ・職員宿舎の見直しに伴い廃止する宿舎については、宿舎廃止の進ちょく状況を見極めつつ、速やかに国庫納付の対象、方法、時期の検討を行うこととしている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・東京支局の北宿舎、南宿舎、西巢鴨宿舎及び新座宿舎については、同支局の移転に伴い廃止し、移転予定先へ集約を行う。 ・28年度末に廃止予定の広島支局西山宿舎については、29年度中に現物による国庫納付の予定。 ・本局北宿舎（一部）・男子寮についても本中期目標期間中に廃止するほか、その他の宿舎についても不断に見直し、削減に向けた取組を進める。 	